

# 平成29年度税制改正 大綱のポイント

## 始めに

近年、政府・与党では、デフレ脱却と経済再生を最重要課題として取り組んできています。これにより有効求人倍率や賃上水準の向上に一定の成果をあげているものの、未だ個人消費や設備投資は力強さを欠く状況にあります。こうした状況の背景には、人口減少や少子高齢化といった構造的な問題があるとされています。



そのため、子育てや介護への不安を無くし、女性や若者の活躍を進めることにより、少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが生きがいを感じられる「一億総活躍社会」の実現に向けての取り組みが必要とされています。

この「一億総活躍社会」を実現し、日本全体の成長力を底上げするため、「働き方改革」・「イノベーション」

ション」に重点をおいた、「平成29年度税制改正大綱」が、平成28年12月8日に公表されました。

## 中小企業者の 軽減税率の延長

### ■改正の概要

中小法人等に認められていた法人税の軽減税率(15%)については、平成29年3月31日をもって廃止される予定でしたが、昨今の経済状況を鑑み、さらに2年延長されることになりました。

### ■適用時期

平成30年度末まで延長されます。

## 中小企業経営強化 税制の創設

### ■改正の概要

サービス産業も含めた中小企業の設備投資を支援するため、中小企業経営強化税制が創設されました。中小企業投資促進税制のうち、生産性の高い先進的な設備や生産ライン等の改善に資する設備投資を対象に、即時償却又は税額控除ができる上乗せ措置について、中小企業等経営強化法の認

定計画に基づく制度に改組した上で、対象となる器具設備及び建物附属設備が拡充されます。

### ■適用要件

#### I 適用対象法人

① 青色申告書を提出する中小企業者

② 経営力向上計画(人材育成、コスト管理、設備投資など、事業者の経営力を向上させるための取り組みをまとめた計画)を提出し、認定を受けた法人

#### II 対象期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間

#### III 適用対象設備

① 生産性向上設備

・ 生産性向上設備

発売開始から一定期間以内の設備(機械装置…10年以内、工具…5年以内、器具備品…6年以内、建物附属設備…14年以内、ソフトウェア…5年以内)  
・ 旧モデル比で生産効率、エネルギー効率、精度等が年平均1%以上向上するもの

※ソフトウェア及び旧モデルが存在しない資産については、生産性向上設備の要件のみ

#### ② 収益力強化設備等

年平均の投資利益率が5%以上の投資計画に係る設備等

#### IV 取得価額要件

##### ・ 機械装置

1台又は1基の取得価額が160万円以上のも

##### ・ 工具及び器具備品

それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの

##### ・ 建物附属設備

一の取得価額が60万円以上のも

##### ・ ソフトウェア

一の取得価額が70万円以上のもの

適用要件を満たすことができれば、中小企業者(資本金1億円以下)であれば、特別償却で購入したものの全額を全て経費で落とすことができます。

あるいは税額控除で買ったものの7%は法人税を安くしてもらえます。特定中小企業者(資本金3000万円以下)であれば、同じ様に特別償却と、10%の税額控除が使えます。なお、税額控除は当期の法人税額の20%を限度とし、控除しきれない

場合には1年間の繰越しが可能となります。

### ■適用時期

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間になります。

設備投資関係の特別償却や税額控除は様々な種類がありますが、特に中小企業の投資においては、中小企業経営強化税制がメインになります。

## 所得拡大促進 税制の拡充

### ■改正の概要

企業収益の拡大が雇用の増加や賃金アップにつながり、それが消費の拡大に結び付くという「経済の好循環」を作り出す必要があります。

そこで、賃上げを行った企業へのインセンティブ機能を強化する観点から、平成25年度税制改正で創設された所得拡大促進税制が拡充されます。

■現行制度  
青色申告書を提出する法人が、国内で雇用する使用人の給与総額を適用年



度に応じた一定割合増額し、かつ、3つの要件を満たす場合には、給与等支給額の10%を税額控除（大企業は法人税額の10%、中小企業は20%が上限）することができま

■適用要件

- ① 当期の雇用者給与等支給額  $\geq$  基準事業年度の給与等支給額  $\times$  一定の増加割合
- ② 当期の給与等支給額  $\geq$  前期の給与等支給額
- ③ 当期の平均給与等支給額  $>$  前期の平均給与等支給額

■改正内容

同税制の適用要件③が改正されます。これにより、従来の適用要件①②を満たすことで「給与等支給額の増加額の10%」の税額控除が適用でき、さらに改正後の要件③を満たすことで、中小企業ならば最大で22%の税額控除を受けることが可能になります。

大企業の改正後の要件は、平均給与等支給額が前年度比2%以上の増加となり、賃上げ率2%以上の企業は、前年度からの増加額について税額控

除を2%上乗せできます。中小企業の改正後の要件は、平均給与等支給額が前年度を上回るか、あるいは前年度比2%以上の増加となり、賃上げ率2%以上の企業は、前年度からの増加額について税額控除を12%上乗せできます。

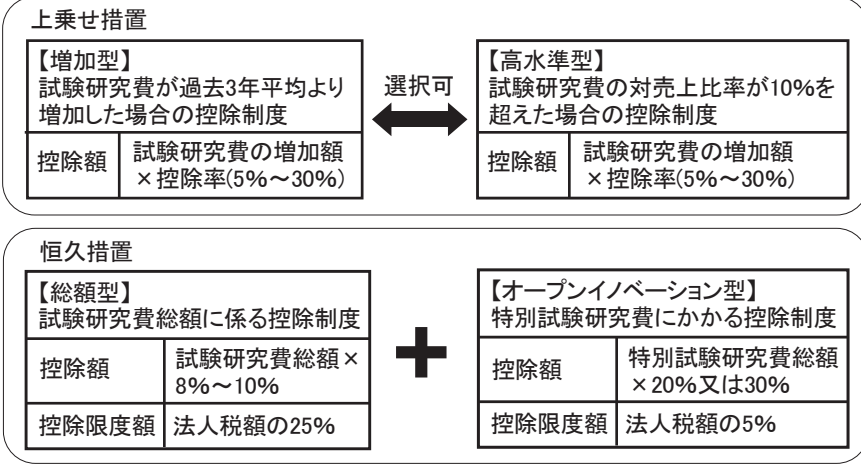
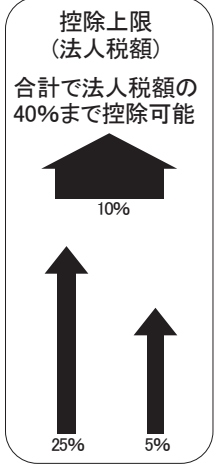
研究開発税制の見直し

■改正の概要

研究開発税制は、研究開発を行った法人に、所得の計算上損金の額に算入される試験研究費がある場合、その事業年度の法人税額から一定金額を控除できる制度です。

今回の改正で、研究開発税制の対象となる試験研究費の範囲が拡大される他、投資の増減に応じて税額控除率にメリハリを効かせるための措置などが講じられることになりました。これらの改正により、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発が促進され、成長力・国際競争力の強化が期待されます。

■現行制度



■改正内容  
① 試験研究費の範囲の見直し

研究開発税制の支援対象に、これまでの製造業による「モノ作り」の研究

開発に加え、ビッグデータ等を活用した第4次産業革命



命型の「サービス」の開発が新たに追加されました。

② 「総額型」(試験研究費総額)にかか

る控除制度)の改正

税額控除率が、試験研究費の総額に

応じたものから、試験研究費の増減

割合に応じたものに改められます。

法人税申告期限の見直し

■改正の概要  
日本企業の多くが3月末に決算を迎え、6月に

株主総会を行っていますが、決算から株主総会までの期間が他の先進国に比べて短く「株主が議決権を行使する時間的猶予が短い」と指摘されています。そこで、企業と投資家の対話の充実を図るため、上場企業等が株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、法人税等の申告期限の延長可能月数が拡大されます。

■改正内容

会計監査人設置会社が決算日から3ヶ月を越えて株主総会期日を設定した場合、株主総会後に法人税の申告を行うことが可能となります。

申告期限は、原則決算日から2ヶ月以内で、特例適用時は決算日から4ヶ月以内です。

① 会計監査人を置いていないこと

② 定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に決算についての定時総会が召集されない状況にあると認められること

の2要件を満たす法人です。(文責・編集部)